

議案第144号「指定管理者の指定（小倉城等）」について

1 これまでの動き

- 募集要項の配布開始 令和3年 7月21日（水）
- 募集説明会の開催 8月 2日（月）
- 申請書及び事業計画書の受付 8月12日（木）～9月10日（金）
- 検討会開催 10月 8日（金）
- 常任委員会報告 11月11日（木）
- 審査結果の通知（書面） 11月11日（木）

候補者：TEAM城下町小倉共同事業体

【構成団体：一般社団法人まちはチームだ、㈱九州造園】

- 12月議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提出

2 本件に係る審査請求について

(1) 令和3年12月1日付 審査請求

ア 請求者：北九州まちづくりパートナーズ共同事業体（提案団体のひとつ）

【構成団体：北九州まちづくり応援団㈱、㈱朝日広告社、岡崎建工㈱、
NPO 法人 NORTH NINE】

イ 請求内容：「指定管理候補者へ選定しない旨の決定」の取消

(2) 請求者の訴え（主なもの）

ア 前提事実の誤認があること

- ・候補者の提案内容の一部に事実に反する記載がある。
⇒検討会の審査について前提となる事実に誤認がある。

イ 条例の規定上本来重視すべき点を重視せずになされた処分であること

- ・条例では「施設の管理を安定的に行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する」とされている。
⇒検討会において、候補者の施設の管理を安定的に行う能力について疑問が呈されている。

ウ 付帯意見として記載された条件の履行が困難であること

- ・検討会の付帯意見「地元各種団体と連携して取り組むこと」に対して候補者が履行することは著しく困難である。

⇒付帯意見の履行が困難と考えられる本件において、候補者として相応しいと判断することは不当である。

(3) 審査請求に対する今後の対応

審査請求の審理を行うにあたり、請求者と指定管理者候補双方から事実確認を行う必要があるなど、対応に数ヶ月の時間が必要。